

令和7年度 那覇市立中学校英語学習ソフト導入及び 海外学校との交流事業に係る公募型プロポーザル募集要領

令和7年度 那覇市立中学校英語学習ソフト導入及び海外学校との交流事業に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

ただし、本公募型プロポーザルの募集は、令和7年度那覇市立中学校英語学習ソフト導入及び海外学校との交流事業に係る経費の予算成立を前提に行う準備行為であり、令和7年度当初予算の成立と、内閣府の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした公募等の準備行為として実施するものであることから、当該予算が成立しなかった場合など前提となる条件を満たさなかった場合、契約を締結しないとなることを承諾の上で提案等を行うこと。

また、実施しないことにより応募者又は受託候補者に損害が生じた場合であっても、本市はその損害の一切を負わない。

1 業務概要

(1) 件名

令和7年度 那覇市立中学校英語学習ソフト導入及び海外学校との交流事業

(2) 業務の目的

社会の国際化が急速に進展するなか、我が国の果たす国際的役割は大きく、教育・文化・産業等の国際交流の推進はますます重要な課題となっている。本市にあっても、国際化時代に対応すべく国際的視野に立った人材育成がこれまで以上に求められている。

そこで、本事業を通して、本市の中学生の英語によるコミュニケーション能力の向上や、国際性豊かな生徒の育成に資することを目的とする。

(3) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり

(4) 履行期間 契約締結日から令和8年3月20日まで

2 見積上限額 19,604,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

3 プロポーザル方式の型式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のいずれにも該当しないこと。

(2) 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那覇市暴力団排除条例（平成24年条例1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。

- (3) プロポーザル参加申込書提出の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの間、那覇市から指名の停止を受けていないこと。
- (4) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (6) 経営内容や業務実績等から本事業の業務を支障なく遂行できること。
- (7) 市町村税、都道府県税及び国税を滞納していないこと。
- (8) 過去 3 年間に於いて、本事業と類似の契約実績又は自主事業等実施の実績があること。
- (9) 参加希望は単独に限らず、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができる。ただし、協力連携事業者は、本事業の応募者となること、及び他の応募者の協力連携事業者となることはできない。なお、協力連携事業者は(1)～(7)の要件を満たす者とする。

5 他事業者との協力・連携について

本件は、他の事業者と協力・連携し業務を行うことができる。ただし、当該事業者は、「4 参加資格要件」の(1)から(7)までの要件を満たすものとし、本事業の提案者となること及び他の提案者の協力・連携を行う事業者となることは認められない。

6 優先交渉権者等決定までの流れ

- (1) 参加希望者は、指定期日までに本市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）がプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、本市に企画提案書等を提出したのち、優先交渉権者等の選定を受けるものとする。
- (3) 本市は、選定の結果、評価が 1 位となった者を「優先交渉権者」、2 位となった者を「次点者」として選定し、期間を定めて優先交渉権者と契約締結に向けて、企画提案の内容をもとに契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に本市と優先交渉権者との協議が整わない場合は、本市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 優先交渉権者等の選定に関する日程については、「17 スケジュール」のとおりとする。

7 参加表明書等の提出

参加希望者は、参加表明書に係る書類を添えて次のとおり提出しなければならない。なお、参加資格要件を満たさない者はこのプロポーザルに参加することができない。

- (1) 提出書類
 - ①プロポーザル参加表明書（様式 1）
 - 添付書類
 - ア 誓約書（様式 2）

- イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可）
- ウ 事業者の印鑑登録証明書
- エ 市町村の納税証明書（所在市町村税について滞納が無いことがわかるもの）
- オ 国税の納税証明書（法人、消費税等について滞納が無いことがわかるもの）
- カ 110 円切手を貼付した長 3 封筒（申請者の住所と氏名等を記載）（通知書送付用）

※イ～オについては、発行後 3 ヶ月以内のものとする。

- ②会社概要書（様式 3）
- ③受託業務実績書（様式 4）
- ④協力連携予定事業者届出書（様式 5）

※協力連携予定事業者がある場合のみ。①のイ～オ及び②を同様に添付する。

（2）提出部数 1 部（正本 1 部）

（3）提出期限・方法

- ・提出期限：令和 7 年 3 月 17 日（月）午後 5 時まで
- ・提出場所：那覇市教育委員会 学校教育部 学校教育課
（那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所 11 階）
- ・提出方法：直接持参または郵送（電子メール又は FAX によるものは受け付けない。）

※郵送は必着

※直接持参については土曜日、日曜日、祝日を除く。

（4）参加資格審査結果通知

令和 7 年 3 月 19 日（水）付で、参加表明書を提出した事業者あて通知する。

8 企画提案書等の提出

参加資格の認定を受けた事業者は、企画提案書を作成し関係書類を添えて次のとおり提出しなければならない。

（1）提出書類

- ①企画提案書等提出届（様式 6）
- ②企画提案書（様式任意）

別紙「令和 7 年度 那覇市立中学校英語学習ソフト導入及び海外学校との交流事業」業務仕様書に基づき、基本的な考え方、視点、導入する英語学習ソフトのサービス内容や運用方法及び海外学校との交流事業の実施内容、実施体制、事業の効果検証方法や進捗管理等の手法、業務全体の執行体制等について記載すること。20 ページ程度。

- ③業務に係る見積書及び見積明細書（様式任意）

19,604,000 円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

※提出書類は、いずれも A 4 判縦用紙（②は一部 A 4 判横用紙も可）にて作成する。

※提出部数：①は正本 1 部、②～③は正本 1 部、副本 11 部（※副本はコピー可）

（2）提出期限・方法及び場所

- ・提出期限：令和 7 年 3 月 25 日（火）午後 5 時必着

※提出後の書類の差し替えは認めない。

- ・提出場所：那覇市教育委員会 学校教育課 教育企画グループ
〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1-1-1 （那覇市役所本庁舎 11 階）
- ・提出方法：直接持参または郵送
 - ※電子メール又はFAXによるものは受け付けない。
 - ※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。
 - ※郵送は必着。
 - ※直接持参については土曜日、日曜日、祝日を除く。

（3）辞退届出

参加表明後又は企画提案後、辞退する場合は提案辞退届（様式7）を提出すること。

9 質疑応答等

参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。

- （1）受付期間：令和7年3月4日（火）～3月7日（金）正午まで
- （2）提出書類：質問書（様式8）
- （3）提出場所：那覇市教育委員会 学校教育部 学校教育課
- （4）提出方法：電子メール（E-mail：E-G-SCH001@city.naha.lg.jp）
- （5）回答方法：令和7年3月10日（月）に、那覇市ホームページに掲載する。

10 プレゼンテーションの実施

提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーションを次のとおり行う。

- （1）日 時：令和7年3月27日（木）午前10時より順次開始予定
- （2）参 加 者：総括責任者を含め最大3名までとし、本業務に従事する者が主な説明をする。
- （3）持ち時間：30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）、順次、個別で行う。
- （4）使用備品：モニターについては事務局で用意するが、ノートパソコン等を使用する場合は、提案者が用意すること。また、ノートパソコン等はHDMI端子にて外部出力ができるものとする。
- （5）説明方法：事前に提出した企画提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。
- （6）その他
 - ・説明の順番は、企画提案書を受け付けた順とする。
 - ・事前に動作確認を行う場合がある。

11 審査項目及び審査基準

企画提案書及びヒアリング等により、次の審査項目について、評価基準に基づき審査及び評価を行う。

	審査項目	審査基準	配点
1	業務の基本方針	業務の目的・コンセプトが本事業の目的・趣旨に合致しているか。	10
2	実施体制	業務遂行にあたり、専門性を有し、かつ適切な実施体制がとられているか。	20
3	実施スケジュール	事業の趣旨を踏まえ、適切なスケジュール設定がなされているか。	15
4	提案内容 (1) 事業内容	ソフトの内容及び交流事業は目的に沿った提案がなされているか。	15
5	提案内容 (2) 具体性	具体性、実現可能性のある提案がなされているか。	15
6	提案内容 (3) 独自性	本事業を効果あらしめるための独自の提案を行っているか。	15
7	業務実績	過去3年以内に自治体・企業等から本事業に類する業務を受託もしくは実施し、これを適切に実施した実績を有するか。	5
8	経費積算	事業実施にあたり、見積内容が予算額以内で、積算が適切になされているか。	5
合計			100

12 優先交渉権者の選定

- (1) 各委員が提案者毎に評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。候補者の選定は、原則、順位を第1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定するものとする。
- (2) (1)において、順位を第1位とした委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、当該提案者の順位を第2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定するものとする。
- (3) (2)において、順位を第2位とした委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、当該提案者の順位を第1位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (4) 参加希望者が1者の場合は、本事業に係る公募型審査委員会の審査及び合意により優先交渉権者とする。
- (5) (1)から(4)にかかわらず、委員全員の合計点の平均が60点に満たない場合は、優先交渉権者の対象から除くものとする。

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 募集要領、企画提案書等作成要領に定める事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) 見積額が見積上限額を超えた場合
- (5) プレゼンテーションに欠席した場合
- (6) 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- (7) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合

14 審査結果の通知・公表

- (1) 優先交渉権者を選定したときは、企画提案者全員に対し、次の事項を審査結果通知書により通知するものとする。

- ① 優先交渉権者及び次点者
- ② 優先交渉権者にあつては、今後の契約手続き

- (2) 審査結果の公表

優先交渉権者の選定後、優先交渉権者及び次点者名を本市ホームページにて公表するものとする。

15 契約締結に向けての協議

- (1) 審査結果の公表後、速やかに優先交渉権者と契約に向けての協議を開始する。
- (2) 優先交渉権者との合意に至らない場合は、次点者と協議に入るものとする。

16 契約に関する基本事項

- (1) 協議の結果、契約内容について合意をした者から見積書を聴取し、随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 那覇市契約規則第30条第9号の規定に基づき、契約保証金を免除する。
- (3) 本件業務の支払いについては、分割して支払うことができる。

17 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

公募期間・・・・・・・・・・令和7年3月3日（月）～3月25日（火）
質問受付期間・・・・・・・・・・令和7年3月4日（火）～3月7日（金）
質問回答ホームページ掲載・・・・・・・・・・令和7年3月10日（月）
参加表明書提出期限・・・・・・・・・・令和7年3月17日（月）
参加資格要件確認結果通知及び企画提案書提出依頼・・・・・・令和7年3月19日（水）
企画提案書提出期限・・・・・・・・・・令和7年3月25日（火）
ヒアリング（プレゼンテーション）・・・・・・令和7年3月27日（木）

審査結果通知日・・・・・・・・・・令和7年3月31日（月）

契約締結日（予定）・・・・・・・・・・令和7年4月上旬

18 その他

- （１） 手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- （２） 参加表明及び企画提案等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- （３） 提出された書類は返還せず、本市の所有物とする。
- （４） 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- （５） 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については非公開とする。
- （６） 本件業務の実施にあたっては、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- （７） 本件業務の実施にあたり、収集した個人情報等については、適正な管理のもとで取り扱い、本件業務の目的以外に使用しないこと。
- （８） 本件業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本件業務終了後も同様とする。
- （９） 本要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜、本市が判断するものとする。

19 問合せ先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号（那覇市役所本庁舎11階）

那覇市教育委員会 学校教育課 教育企画グループ

電話：098-917-3506 FAX：098-917-3522

E-mail：E-G-SCH001@city.naha.lg.jp